政令第二百八十七号

平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十九年台風第二十一号によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の二の口の(1)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2	*Garrulax cinereaceus*（ヒゲガビチョウ）

別表第一の第一の二の口中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1)　ひよどり科

1	*Pycnonotus cafer*（シリアカヒヨドリ）

別表第一の第一の五中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イをロとし、その前に次のように加える。

イ　ガー目

(1)　ガー科

1	ガー科全種

別表第一の第一の六中ロをハとし、同表の第一の六のイ中(1)を(3)とし、その前に次のように加える。

(1)　かみきりむし科

1	*Aromia bungii*（クビアカツヤカミキリ）

(2)　くわがたむし科

1	*Neolucanus angulatus*（アングラートゥスマルバネクワガタ）
2	*Neolucanus baladeva*（バラデバマルバネクワガタ）
3	*Neolucanus giganteus*（ギガンテウスマルバネクワガタ）
4	*Neolucanus katsuraorum*（カツラマルバネクワガタ）
5	*Neolucanus maedai*（マエダマルバネクワガタ）
6	*Neolucanus maximus*（マキシムスマルバネクワガタ）
7	*Neolucanus perarmatus*（ペラルマトゥスマルバネクワガタ）
8	*Neolucanus saundersii*（サンダースマルバネクワガタ）
9	*Neolucanus tanakai*（タナカマルバネクワガタ）
10	*Neolucanus waterhousei*（ウォーターハウスマルバネクワガタ）

別表第一の第一の六中イをロとし、その前に次のように加える。

イ　ちょう目

(1)　たてはちょう科

1	*Hestina assimilis*（アカボシゴマダラ）のうち*Hestina assimilis shirakii*（アカボシゴマダラ奄美亜種）以外のもの

別表第二の第一の三中ロをハとし、イをロとし、その前に次のように加える。

イ　ガー目

(1)　ガー科

1	ガー科に属する種
	ガー科に属する他の種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次項及び附則第三項の規定　公布の日

二　別表第一の第一の五及び別表第二の第一の三の改正規定　平成三十年四月一日